

貸切バス事業者安全性評価認定制度について

この度、富士交通は公益社団法人日本バス協会の『貸切バス事業者安全性評価認定制度』の評価認定委員会で安全に対する取り組みが優良と認められ、『貸切バス事業者安全性評価認定』をいただきました。

『貸切バス事業者安全性評価認定制度』とは

貸切バスのお客様にとって、どの貸切バス事業者が安全性に対する取り組みを適切に行っているのかわかりにくい状況にありました。安全性に対する取り組み状況、事故や行政処分の状況などを評価し、認定・公表することで、この安全性を「見える」ものとするものです。

主な評価認定項目は、以下の3点になっております。

- (1) 安全性に対する取り組み状況
- (2) 事故及び行政処分の状況
- (3) 安全輸送マネジメントの取り組み状況

認定を受けた事業者の貸切バスには「SAFETY BUS」のシンボルマークが交付されます。シンボルマークの星の数は初年度の一つ星からスタートし、その後、2年毎の認定審査を経て、4年後に三つ星になることができます。

評価認定制度のシンボルマーク

このマークは、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取り組み状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。

